

事務所コラム

2020年3月30日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

令和2年より適用

給与所得控除と基礎控除の変更点

給与収入850万円までは変化無し

令和2年より、給与所得控除と基礎控除が変更となります。内容としては基本的に、

- ①基礎控除は10万円引き上げる
 - ②給与所得控除は10万円引き下げる
- となっています。

しかし、給与所得控除は改正により「給与収入が従来1,000万円だった限度額が850万円以上で上限」となりますので、給与収入が850万円以上の方には増税となります。

なお、23歳未満の扶養親族がいる子育て世帯や、特別障害者を扶養している世帯に関しては、従来の給与所得控除より10万円下げるに留まるように「所得金額調整控除」を創設して、基礎控除の10万円上昇と併せて、給与収入が850万円を超える人でも、負担が増えないような措置が取られています。

所得が多い人にはさらに増税に

基礎控除は、合計所得金額によって減少・消失するようになります。

合計所得金額が2,400万円以下であれば、令和元年までの額より10万円アップの48万円、2,400万円超～2,450万円までは32万円、2,450万円超～2,500万円までは16

万円、2,500万円超は0円となります。基礎控除の減少・消失に関しては子育て世帯や特別障害者を扶養している世帯であっても、所得金額調整控除は行われません。

令和2年の給与所得控除の最大額は195万円ですから、給与のみの方の場合、収入が2,595万円以上であると、基礎控除の減少・消失の影響で増税となります。

公的年金等控除も同様の措置

給与所得控除と同様、令和2年より公的年金等控除も基本10万円の引き下げですが、公的年金等収入1,000万円の控除額195.5万円が上限となります。また、公的年金以外の所得が1000万円超ある場合はさらに10万円の引き下げ、2,000万円超ある場合は20万円の引き下げが行われます。

給与と公的年金が両方ある場合の措置

給与収入と、公的年金等収入の両方がある方の場合、合計20万円の控除額の減少とにならないように、「所得金額調整控除」によって、10万円を給与所得の金額から控除するようになります。



複雑なケースになると間違いが増えそうな予感……。